

# 資料 I 神奈川県内選出議員アンケート調査対象者、議会別、男女別内訳

2016年5月時点

## 1. 全体

	男性	女性	計	女性割合
合計	733	186	919	20.2%

## 2. 国会議員

	男性	女性	計	女性割合
衆議院・神奈川選挙区選出	17	1	18	5.6%
衆議院・比例南関東ブロック選出	9	3	12	25.0%
参議院・神奈川選挙区選出	5	2	7	28.6%
計	31	6	37	16.2%

## 4. 市議会

	男性	女性	計	女性割合
横浜市	72	14	86	16.3%
川崎市	49	11	60	18.3%
相模原市	37	9	46	19.6%
横須賀市	35	5	40	12.5%
平塚市	23	5	28	17.9%
鎌倉市	18	8	26	30.8%
藤沢市	31	5	36	13.9%
小田原市	23	5	28	17.9%
茅ヶ崎市	20	8	28	28.6%
逗子市	12	6	18	33.3%
三浦市	9	4	13	30.8%
秦野市	21	3	24	12.5%
厚木市	20	8	28	28.6%
大和市	22	6	28	21.4%
伊勢原市	17	4	21	19.0%
海老名市	16	6	22	27.3%
座間市	15	6	21	28.6%
南足柄市	15	1	16	6.3%
綾瀬市	15	5	20	25.0%
計	470	119	589	20.2%

## 3. 県議会

	男性	女性	計	女性割合
神奈川県	88	17	105	16.2%

## 5. 町村議会

	男性	女性	計	女性割合
葉山町	7	7	14	50.0%
寒川町	16	2	18	11.1%
大磯町	7	7	14	50.0%
二宮町	9	5	14	35.7%
中井町	10	2	12	16.7%
大井町	12	2	14	14.3%
松田町	10	2	12	16.7%
山北町	9	5	14	35.7%
開成町	10	2	12	16.7%
箱根町	12	2	14	14.3%
真鶴町	9	2	11	18.2%
湯河原町	12	2	14	14.3%
愛川町	12	4	16	25.0%
清川村	9	0	9	0.0%
計	144	44	188	23.4%

## 資料Ⅱ 神奈川県内選出議員アンケート調査票

### 調査研究「政策・方針決定過程への女性の参画を進めるために」に関するアンケート (H28. 5)

日本の議会では、一般的に、市町村、都道府県、国の順で女性議員の割合が少ない状況があります。こうしたなかで当アンケートは、議会全般についてお尋ねするものです。

つきましては、以下の質問項目について、1つ又は複数選択（○印）によりご回答願います。また、「その他」を選択した場合は、その理由をご記入ください。

- 1 議会において、女性議員の割合はどのくらいが適切だと思いますか。国・都道府県・市町村ごとに、1つずつ選択して下さい。

※神奈川県議会：16.2% (H27. 11月現在)

- ア 必要ない
- イ 1割以下
- ウ 2割程度
- エ 3割程度
- オ 4割程度
- カ 5割程度
- キ 6割以上
- ク 割合は関係ない
- ケ その他（ ）

国	都道府県	市町村

- 2 議会において、女性議員の割合が現状より増えることについてどう思いますか。1つ選択して下さい

- ア 出来る限り速やかに増えた方が良い
- イ 増えた方が良いが必ずしも急ぐ必要はない
- ウ 意識的に増やす必要はない
- エ これ以上増えなくても良い
- オ その他（ ）

- 3 現状の議会において、女性議員が少ない理由は何だと思いますか。特にあてはまると思うものを3つまで選択して下さい。

- ア 議員となって政治に参画しようという女性が少ないとため
- イ 議員活動と、子育てや介護等家庭生活との両立が難しいため
- ウ 女性の立候補に対し、家族や周囲の理解が得られにくいため
- エ 小中高大学生が、将来の職業として、議員を選択するための意欲醸成や、具体的な道筋を学ぶ機会が少ないとため
- オ 政治分野における男女共同参画推進（女性議員増）の優先順位が低いため
- カ 女性では選挙に勝てないという考えが根強いため
- キ 女性議員を増やすための女性候補者の研修の場（座学、機会提供など）が少ないとため
- ク 供託金等立候補に必要な資金を調達する負担が大きいため
- ケ その他（ ）

4-1 女性の参画を促進するための積極的な措置であるポジティブ・アクションの一つに、「性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる手法」である「クオータ制」があります。今後議会に「クオータ制」を導入するしたら、どのような手法が考えられますか。あてはまると思うものを2つまで選択してください。

- ア 議席の一定数（割合）を女性に割り当てるなどを、法律で定める
- イ 議員の候補者の一定割合を女性が占めるよう、法律で定める
- ウ 各政党が、党の規則等により、候補者の一定割合を女性に割り当てる
- エ 各政党が、候補者の女性割合について、数値目標を設ける
- オ その他（ ）

4-2 「クオータ制」の導入にあたって、必要なことはどのようなことだと思いますか。特にあてはまると思うものを2つまで選択してください。

- ア 「クオータ制」への理解、必要性の認識の普及
- イ 議員として政治参画しようとする女性の育成
- ウ 女性の政治参画を促進する支援体制の構築
- エ 女性に限定した制度としての「クオータ制」と憲法との関係整理
- オ その他（ ）

5 「クオータ制」以外に、議会において女性議員を増やすための有効な手段はどのようなことだと思いますか。あてはまると思うものを3つまで選択してください。

- ア 女性候補者比率を上げた政党に対する助成金増額
- イ 女性候補者育成のための研修制度（政党、自治体、民間団体等）
- ウ 女性候補者への財政支援
- エ 議員活動と家庭生活の両立支援（議員の産休・育休や介護休暇取得促進等）
- オ 有権者の意識改革
- カ クオータ制を推進する民間団体・グループ活動を促進するための補助金等
- キ 小中高大学生に対する、将来の職業として議員を選択するための意欲醸成や学ぶ機会の提供
- ク その他（ ）

■ 最後に、その他クオータ制や女性議員を増やすことなどについてご意見等があればお願ひします。

--	--

女性	男性
----	----

※よろしければ、年齢についてもお聞かせください。

20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
-----	-----	-----	-----	-----	-------

以上、お忙しいところご協力いただき、誠にありがとうございました。

## クオータ制とは

### 1 「クオータ (quota) 」「クオータ制」の概要

- 言葉の定義は「割り当て、分け前、分配」で、「クオータ制」は「性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる手法」を意味する。
- 民主主義の帰結として国民構成を反映した政治が行われるよう、政治家や審議会、公的機関の議員等の人数を制度として割り当てる (=「クオータ」) こと。積極的に格差を是正し、政策決定の場の男女の比率に偏りが無いようにする仕組みのことでもある。
- 「平等原理の侵害」「逆差別」「女性枠があって他のマイノリティ一枠はないのか」等の疑問が呈されることがある。
- 日本は、フィンランド、デンマーク、ニュージーランド、アメリカ同様、現在クオータ制を採用していない。

### 2 発祥

- ノルウェーのオスロ大学教授で左派社会党党首のベリット・オースが、新政党設立の際に党首就任を承諾する条件としてクオータ制採用を提示したのが始まり。
- 1978 年制定のノルウェー男女平等法において、「公的機関が 4 名以上の構成員を置く委員会、執行委員会、審議会、評議会などを任命または専任するときは、それぞれの性が構成員の40%以上選出されなければならない」とされた。

### 3 世界各国及び日本への普及

- 当初はノルウェー国内よりもデンマークなどで進み、やがて北欧諸国に浸透し、欧州から男女平等の民主主義国家を目指す世界各国へと普及。  
例えば、南アフリカ共和国は民主化と殆ど同時に採用されたクオータ制によつて2001 年には女性議員割合が44.5%となつた。
- 日本では女子差別撤廃条約締結のために1984 年に国籍法が改正され、1985 年に男女雇用期間均等法を施行し、条約が出来た6 年後に世界で72 番目の条約締結国となつた。その後、1991 年「育児休業法」、1999 年「男女共同参画社会基本法」等法整備が進んだ一方、法的にクオータ制は採用されてこなかつた。

#### 4 政治分野におけるクオータ制採用の状況

スウェーデンのストックホルム大学が共同で行うクオータ制に関する各国の情報を集めたプロジェクト（クオータ・プロジェクト）によると、2015 年にクオータ制の導入が判明している国は 112 か国であり、その内訳は次のとおり。

○憲法または法律のいずれかによる議席割当制：23 か国

憲法または法律のいずれかによる候補者クオータ制：53 か国

政党による自発的なクオータ制：35 か国

上記に分類されないクオータ制：1 か国

○採用している国の例

- 【フランス】 欧州諸国の中で女性の政治参加が遅れていたフランスは、2000 年にパリテ（「完全なる平等」の意味）法を作り、候補者を男女半々とすることを政党に義務付けた結果、国・地方議会で女性議員が増加した。

○OECD（経済協力開発機構）加盟国の状況（加盟 34 か国、2016 年 2 月現在）

主なクオータ制 採用国（28 か国）	クオータ制 非採用国（6 か国）
スウェーデン 43.6%	フィンランド 41.5%
アイスランド 41.3%	デンマーク 37.4%
スペイン 40.0%	ニュージーランド 31.4%
ノルウェー 39.6%	エストニア 23.8%
ベルギー 39.3%	アメリカ 19.4%
オランダ 37.3%	日本 9.5%
ドイツ 36.5%	
韓国 16.3%	

（※割合は下院における女性割合）

#### 5 国の動き等

○ 日本では、2010 年 12 月閣議決定された「第 3 次男女共同参画基本計画」において性別に関するクオータ制の強力な推進が予定され、特に政策・方針決定過程への女性の参画の拡大として、2020 年までに政治家・公務員・管理職・役員・大学教授等。指導的立場にある者の 30%を女性にするという目標が掲げられた。

その結果、2013 年度に採用された国家公務員の女性率は 26.8%、その中で総合職事務系の女性率は 27.3%に達したとされ、政府は 2015 年度の両区分における女性採用率を、目標値の 30%に引き上げるよう指示した。

○ 一方、2016 年 2 月現在の衆議院議員にしめる女性率は 9.5%、参議院議員を含めた全国会議員のうちの女性率も 11.6%にとどまっている。